

墨田区手数料条例の一部を改正する条例（案）新旧対照表

改 正 案					現 行				
別表					別表				
1 〔略〕					1 〔略〕				
2 保健衛生・環境関係					2 保健衛生・環境関係				
番号	事 務	名 称	額	徴収時期	番号	事 務	名 称	額	徴収時期
1 ～ 2	〔略〕				1 ～ 2	〔略〕			
3	旅館業法第3条の2第1項、第3条の3第1項又は第3条の4第1項の規定に基づく旅館業の許可を受けた地位の承継の承認申請に対する審査	旅館業の許可を受けた地位の承継の承認申請手数料	1件につき 9,700円	承認申請のとき。	3	旅館業法第3条の2第1項又は第3条の3第1項の規定に基づく旅館業の許可を受けた地位の承継の承認申請に対する審査	〔同左〕	〔同左〕	〔同左〕
4 ～ 85	〔略〕				4 ～ 85	〔略〕			
3 〔略〕					3 〔略〕				

付 則

この条例は、墨田区規則で定める日から施行する。